

今回のテーマ：「純資産の部」の計数の変更

会社法の規定に基づき資産等のデリバリーを伴わずに、純資産の部内の計数だけを変更する場合があります。

1. 純資産の部の計数を変更する場合の取扱いと手続き

無償増資

会計処理	別表5(1)の税務調整	株主総会の決議	債権者保護手続
資本準備金又はその他資本剰余金×× / 資本金××	不要	普通決議	不要
利益準備金又はその他利益剰余金×× / 資本金××	資本金等×× / 利益積立金額××	普通決議	不要

無償減資

会計処理	別表5(1)の税務調整	株主総会の決議	債権者保護手続
資本金×× / 資本準備金又はその他資本剰余金××	不要	特別決議	必要
資本金×× / その他利益剰余金×× (欠損填補)	利益積立金額×× / 資本金等××	普通決議	必要

その他

会計処理	別表5(1)の税務調整	株主総会の決議	債権者保護手続
その他資本剰余金×× / 資本準備金××	不要	普通決議	不要
資本準備金×× / その他資本剰余金××	不要	普通決議	必要
資本準備金×× / その他利益剰余金×× (欠損填補)	利益積立金額×× / 資本金等××	普通決議	不要
利益準備金×× / その他利益剰余金×× (欠損填補)	不要	普通決議	不要
その他利益剰余金×× / 利益準備金××	不要	普通決議	不要

2. 「資本金」の変更

無償増資・無償減資などにより、「資本金」に変更があった場合に影響が生じる可能性のある規定は以下のとおりです。

税法規定	法人税の軽減税率、留保金課税、欠損金の繰戻し還付、貸倒引当金の繰入限度額の特例、中小企業者等の優遇税制、交際費課税、外形標準課税、法人住民税及び法人事業税の超過課税
税法以外の規定	会計監査人及び監査役会の設置義務、中小企業を対象とした優遇措置（中小企業等金融円滑化法等）の適用等

お見逃しなく！

資産等のデリバリーを伴わずに純資産の部の計数を変更しても、税務上の資本金等の額に変更はないため、寄付金の損金算入限度額および住民税均等割額に影響はありません。